

非血縁者間造血幹細胞移植を施行する診療科の認定基準（移植施設認定基準）
認定カテゴリーの設定について

一般社団法人日本造血細胞移植学会
移植施設認定委員会

非血縁者間造血幹細胞移植を施行する診療科の認定基準について、下記の通り認定カテゴリーを設定いたしましたのでご案内いたします。

なお、認定カテゴリーが設定されたことによる非血縁者間造血幹細胞移植を施行するための手続き等の変更はございませんのでご注意ください。

また、認定カテゴリー 1 に区分される診療科については、別添にて公開しておりますのでご参照ください。

認定カテゴリー

1	日本造血細胞移植学会の定める移植施設認定基準の全ての項目を満たす診療科
2	日本造血細胞移植学会の定める移植施設認定基準のうち、看護師（基準 3.3.1 および 3.3.2）、移植認定医（基準 3.2.1）、HCTC（基準 3.4.3）、以外の全ての項目を満たす診療科
3	日本造血細胞移植学会の定める移植施設認定基準のうち、看護師（基準 3.3.1 および 3.3.2）、移植認定医（基準 3.2.1）、HCTC（基準 3.4.3）および移植実績（基準 4.1 および 4.2）以外の全ての項目を満たす診療科（Low Volume Center がこれにあたる）